

ふなばし市民大学校運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法の趣旨に基づいて実施するふなばし市民大学校の運営及び管理に関し、必要な事項を定める。

(ふなばし市民大学校の設置目的)

第2条 ふなばし市民大学校の設置目的を、次のとおり定める。

生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことができるようにするための学習環境を提供する。

(ふなばし市民大学校の基本方針)

第3条 ふなばし市民大学校の基本方針を、次のとおり定める。

(1) 学ぶ場「豊かな人生をおくるため自分らしく学び続ける場」

個人の問題意識（職業的・社会的課題への対応）や関心（暮らし、趣味・教養、生きがいづくりなど）をきっかけとして行われる、学びの過程を通じて個人の知的欲求を満たし、生活の改善や、人間としての成長、自己実現を目指す。

(2) 活かす場「地域活動の担い手、支え手づくりの場」

市民大学校で学ぶことにより、地域に対する愛着や誇り、帰属意識を育む。また、自らも当事者として持続的に活動する意欲を醸成する。

(3) つながる場「知識を共有した縁でつながる学びと活動循環の場」

市民大学校での学びを通じて、学生同士をつなぐ。また、学びを学びで終わらせず、成果を様々な領域で積極的に活かすことにより、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に参画する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めるといった、持続的な学びと活動の循環につなぐ。

(組織)

第4条 ふなばし市民大学校（以下「大学校」という。）に、学長及び副学長を置く。

2 学長は市長を、副学長は教育長をもって充てる。

3 学長は、校務を掌理し、大学校を代表する。

4 副学長は、学長を補佐し、学長に事故あるときは、その職務を代理する。

(学部、学科、定員等)

第5条 大学校の学部、学科、定員等は、次のとおりとする。

学部	学科	区分	定員
まちづくり	ボランティア養成	—	30人
	スポーツコミュニケーション	—	30人
	生涯学習コーディネーター養成	—	30人
	ふなばしマイスター	—	30人
いきいき	くらしの教養	1	36人
		2	36人
	こころとからだの健康	1	36人
		2	36人
	パソコン	1	25人
		2	25人

		3	25人
		4	25人
	園芸	1	25人
		2	25人

(授業料)

第6条 大学校の授業料は、まちづくり学部は無料とし、いきいき学部は年額10,000円とする。授業料は第12条の規定による入学の許可を得た後速やかに納入しなければならない。また、入学の許可を得て大学校に入学した者（以下「学生」という。）は、資料代その他の実費を負担しなければならない。

(修業年限)

第7条 大学校の修業年限は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(授業及び授業時間)

第8条 第5条に規定する学科ごとの授業は、原則として週1回とし、1回の授業時間は、2時間とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、授業回数及び授業時間を増減することができる。

(入学資格)

第9条 大学校に入学することのできる者は、市内に居住し、勤務し、又は通学する18歳以上の者とする。

(入学の制限)

第10条 学長は、次の各号に掲げる者の入学を制限することができる。

(1) 次の表に該当する者

学部	学科	制限を受ける者
まちづくり	ボランティア養成	入学を希望する前年度に、ボランティア養成学科を修了見込の者
	スポーツコミュニケーション	入学を希望する前年度に、スポーツコミュニケーション学科を修了見込の者
	生涯学習コーディネーター養成	入学を希望する前年度に、生涯学習コーディネーター養成学科を修了見込の者
	ふなばしマイスター	入学を希望する前年度に、ふなばしマイスター学科を修了見込の者
いきいき	全学科	入学を希望する前年度に、まちづくり学部及びいきいき学部の各学科を修了見込の者

(2) 自力で通学することが困難な者。ただし、介護者等を自ら用意し、その者の補助を受けて通学できる者は除く。

(3) その他、学長が入学を不適當と認める者

(入学の申込)

第11条 大学校に入学しようとする者（以下「申込者」という。）は、学長が指定する日までに、「ふなばし市民大学校入学願書」（第1号様式）により、学長に申し込まなければならない。

2 出願者数が15人に満たない学科（区分に分けている学科については、その区分）につ

いては、その学科又は区分を当該年度に限り休講とする。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条の規定による申込みを受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは入学を許可し、その旨を「ふなばし市民大学校入学決定通知書」(第2号様式)により、申込者に通知する。この場合において、入学を適当と認める者が第5条に規定する定員を超えるときは抽選により入学を許可する者を決定する。ただし、学長が必要があると認める場合は、定員を超えて入学を許可することができる。

(入学許可の取消)

第13条 学長は、入学を許可した者でも、第10条の規定に該当し、または、授業の運営に支障をきたすと判断した場合には、入学の許可を取り消すことができる。

(欠席届)

第14条 学生は、病気その他やむを得ない理由により授業を欠席しようとするときは、その旨を書面または口頭で事務局に届け出なければならない。

(休学及び復学届)

第15条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き1ヶ月以上授業に出席できないときは、「休学届」(第3号様式)を学長に提出しなければならない。

2 休学中の学生が、復学しようとするときは、「復学届」(第4号様式)を学長に提出しなければならない。

(退学届)

第16条 学生は、自己の都合により退学しようとするときは、「退学届」(第5号様式)を学長に提出しなければならない。

(修了証書)

第17条 学長は、大学校の学科を修了したと認めた者に対し、修了証書を授与する。

(事務局)

第18条 大学校の事務局を、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課に置く。

2 事務局長は、社会教育課長をもって充てる。

(公開講座)

第19条 学長は、必要があると認めるときは、市民参加が可能な公開講座を開くことができる。

(運営協議会)

第20条 大学校の適切な運営を図るため、ふなばし市民大学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

附 則

令和2年度学生募集に限り入学の制限を受ける者を、ボランティア養成学科はボランティア入門学科を、生涯学習コーディネーター養成学科は生涯学習サポート学科を前年度に修了見込みの者とする。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

年 月 日

ふなばし市民大学校長
船橋市長

あて

私は、ふなばし市民大学校に入学したいので、下記のとおり応募します。

1. 出願者の氏名・住所等

ふりがな		生年月日		年齢
氏名				
		年	月	日
				歳
住所 (自宅)	〒 ※市内在勤又は市内在学の場合は当てはまる方を○で囲い、勤務先、学校名をご記入ください (勤務先・学校名：)	電話(自宅) 携 帯 電 話	(— —) (— —)	

2. 希望する学科（下記記入欄に1つだけ○をつけてください。）

学部	学 科	第1希望	第2希望	定員	曜日	時 間	注 意 事 項
まちづくり	ボランティア養成			30	水	10:00～12:00	
	スポーツコミュニケーション			30	月	19:00～21:00	
	生涯学習コーディネーター養成			30	金	10:00～12:00	
	ふなばしマイスター			30	火	10:00～12:00	
いきいき	くらしの教養1			36	木	10:00～12:00	
	くらしの教養2			36	木	14:00～16:00	
	こころとからだの健康1			36	月	10:00～12:00	
	こころとからだの健康2			36	月	14:00～16:00	
	パソコン1	パソコン学科のみ 第2希望を受け付けます		25	月	10:00～12:00	
	パソコン2			25	月	13:00～15:00	
	パソコン3			25	火	10:00～12:00	
	パソコン4			25	火	13:00～15:00	
	園芸1(野菜)			25	木	10:00～12:00 ※夏季は時間変更有	
	園芸2(花)			25	木	14:00～16:00	

3.希望する学科の落選状況調査

学科名		年度	年度	年度
-----	--	----	----	----

入学願書等に記入された個人情報、入学関係事務以外の目的では使用しません。

第2号様式

年 月 日

ふなばし市民大学校入学決定通知書

様

ふなばし市民大学校学長

ふなばし市民大学校への入学について、下記のとおり決定したので通知します。

記

入学を許可する。

年度	学部	学科	学籍番号

第3号様式

休学届

年 月 日

ふなばし市民大学校学長 あて

学部

学科

学籍番号

氏名

ふなばし市民大学校を休学したいので、下記のとおり届け出します。

記

1. 休学期間 年 月 日 から 年 月 日

2. 理 由

第 4 号様式

復 学 届

年 月 日

ふなばし市民大学校学長 あて

学部

学科

学籍番号

氏名

ふなばし市民大学校に復学したいので、下記のとおり届け出します。

記

1. 復学年月日 年 月 日

2. 理 由

第 5 号様式

退 学 届

年 月 日

ふなばし市民大学校学長 あて

学部

学科

学籍番号

氏名

ふなばし市民大学校を退学したいので、下記のとおり届け出します。

記

1. 退学年月日 年 月 日

2. 理 由